国会事項

衆議院

質問書提出

二月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「歯舞」を読めない大臣に関する質問主意書（初鹿明博提出）

マイナス金利政策が成功する条件に関する質問主意書（福田昭夫提出）

石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する質問主意書（仲里利信提出）

放送法第四条第一項の政府見解に関する質問主意書（大串博志提出）

介護従事者不足の解消に関する質問主意書（本村賢太郎提出）

参議院

議案受領（予備審査）

二月十日衆議院から次の議案が送付された。

国及び地方公共団体の健全化の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司外二名提出）（衆第三号）

質問主意書提出

二月十日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙権年齢の引下げと選挙運動の在り方の見直しに関する質問主意書（江口克彦提出）（第四五号）

拉致被害者の認定に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四六号）

質問主意書転送

二月十日次の質問主意書を内閣に転送した。

軽減税率制度に関する再質問主意書（吉川沙織提出）（第三八号）

措置に関する質問主意書（林久美子提出）（第三九号）

地方公務員の地域手当に係る特別交付税の減額

地方自治体の所有不動産の未登記問題に関する質問主意書（林久美子提出）（第四〇号）

完全自動走行に向けた国家戦略特区プロジェクトに関する再質問主意書（大久保勉提出）（第四一号）

日朝ストックホルム合意に明記された人権人道課題などに関する再質問主意書（有田芳生提出）（第四二号）

特定失踪者家族への政府による情報提供に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四三号）

「北朝鮮当局による拉致問題等」の人権教育・啓発活動に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四四号）

人事異動

会計検査院

会計検査院事務総局次長　田代　政

会計検査院事務総長鈴木繁治海外出張不在中会計検査院法第十五条第二項の規定により会計検査院事務総長の職務を代行する（二月十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月十一日イラン国の国祭日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

公告

諸事項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成28年３月16日までに東海財務局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20943006828②あすとも住宅株式会社③天野和彦④愛知県岡崎市薮田町２丁目３番地17

①21544001479②吉田健一郎③吉田健一郎④三重県亀山市野村１―10―29

平成28年２月15日

東海財務局長　飯塚　厚

公示送達

再審査請求人　神奈川県横浜市港北区篠原東１丁目７番27号

野上　純與

上記の者に送達すべき平成25年10月11日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成28年２月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　愛知県清須市西枇杷島町旭１丁目74ハイツアサヒ203号

田島　由久

上記の者に送達すべき平成25年11月５日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成28年２月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　神奈川県相模原市中央区清新３丁目６－５ＫＹヴィラ相模原206号室

川又　正弘

上記の者に送達すべき平成26年２月５日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成28年２月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　神奈川県相模原市中央区並木４丁目13―８コーポ吉田202

夏林　精一

上記の者に送達すべき平成26年２月20日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成28年２月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　神奈川県相模原市中央区相武台１丁目16―９プリンスマンション104号室

松田　將春

上記の者に送達すべき平成26年２月27日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成28年２月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　東京都江東区東砂７―13―９―501

小谷家愼吾

上記の者に送達すべき平成26年８月６日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成28年２月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久